

5-20 連結散水設備

1 散水方式

湿式配管方式とし散水ヘッドは閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いること。

2 散水ヘッド

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第2号）に定める標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）で、感度種別は2種のものを用いること。
- (2) 規則第30条の2第2号から第5号までに定めるもの（散水ヘッドを設けなくてもよい部分）のうち、その他これらに類する部分とは次表に掲げる部分とする。

	規則第30条の2	その他これらに類する部分
2号	便所、浴室	洗面室、シャワー室
3号	エレベーター機械室 機械換気設備の機械室	ポンプ室、冷凍機室
	通信機器室、電子計算機器室	電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室
4号	発電機、変圧器	蓄電池、充電装置、配電盤、開閉器
5号	エレベーターの昇降路 リネンシュート、パイプダクト	吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート、ダムウェーターの昇降路

- (3) 散水ヘッドの取り付け方法は、規則第30条の3第1号及び5-3スプリンクラー設備5(1)（エを除く。）に定めるほか、次によること。

ア 傾斜天井に設ける場合は、天井面に対しデフレクターが平行となるように取り付けること。

イ 室の形態、照明器具等を考慮し、散水に支障のない箇所に取り付けること。

3 配管

配管、管継手及びバルブ類の材質は、規則第30条の3第3号イからハまで及びホからトまでによること。また、5-2屋内消火栓設備4(1)（ただし書きに規定する場合を除く。）、(3)から(8)まで（(7)ウに規定する合成樹脂管を除く。）、(10)から(12)まで及び(19)に準ずるほか、次によること。

- (1) 送水区域は、室の形態、区画、用途等を勘案し散水ヘッド数が均一となるように設定すること。
- (2) 管口径は、散水ヘッドの取り付け個数に応じ、次表に掲げる管の呼び以上のものとする。

散水ヘッドの取付個数	1	2	3	5以下	10以下	20以下
管 口 径 (A)	25	25	32	40	50	65

(3) 送水区域は、次により設けること。

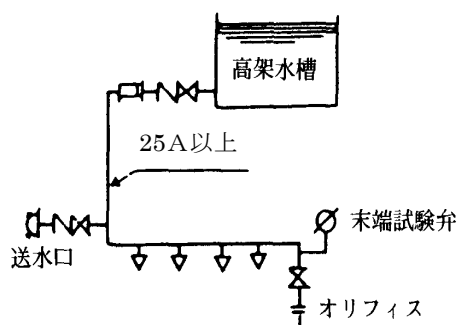
ア 送水区域の末端には、5-3 スプリンクラー設備 9 (1) から (3) までに準じて末端試験弁を設けること。

イ 送水区域が 2 以上のものは、送水口の付近で操作しやすい場所を選択弁（常時開）を設けること。

ウ 集合管の配管口径は、100 A 以上とすること。

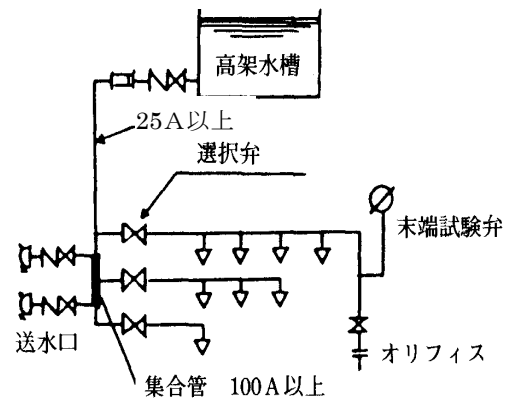
エ 配管系統及び送水口は、第 20-1 から 3 図の例によること。

第 20-1 図



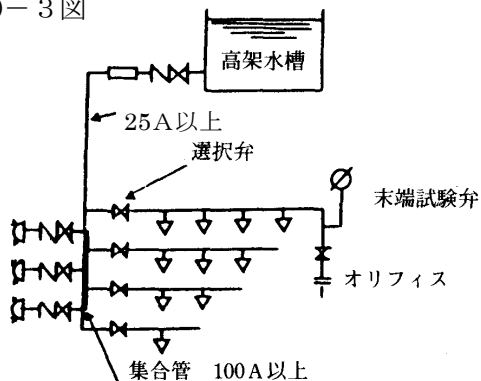
< 送水区域が 1 のもの >

第 20-2 図



< 送水区域が 2 又は 3 のもの >

第 20-3 図



< 送水区域が 4 以上のもの >

オ 送水区域に対する送水口の数、次表によること。

送水区域	1	2	3	4	5以上
送水口（双口）	1	2	2	3	送水区域の1／2以上最大5

4 送水口

送水口は、5-3 スプリンクラー設備 4 (3)及び(4)によるほか、次によること。

- (1) 送水口の設置場所は、防火対象物の地階に至る主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。
- (2) 送水口には、その直近の見やすい箇所に赤地に白文字又は白地に赤文字で「送水口（連結散水用）」と表示すること。
- (3) 送水口付近には、各送水区域、選択弁、送水系統、送水圧力を明示した大きさ20cm×20cm以上の標識板を設けること。